

藤枝市中心市街地活性化協議会 規約

(協議会の設置)

第1条 藤枝商工会議所及び株式会社まちづくり藤枝は、中心市街地活性化法第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、「藤枝市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を藤枝市藤枝4-7-16 藤枝商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は藤枝市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し藤枝市中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 藤枝市が、作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (4) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関して必要な事項

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 藤枝商工会議所
 - (2) 株式会社まちづくり藤枝
 - (3) 藤枝市
 - (4) 中心市街地活性化法第15条第4項第1号及び第2号並びに第8項に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当するものであって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となったものは、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会構成員の資格を失うものとする。

(組織)

第7条 協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 協議会の目的を達成するため、ワーキンググループを設置することができる。

(委員)

第8条 委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 協議会の運営について助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

(役員)

第9条 協議会に、会長、副会長を置き、委員の中から選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠員したときは、その職務を代理する。

(任期)

第10条 会長及び副会長並びに委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会計)

第11条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金およびその他の収入による。

2 負担金、会費は、必要に応じ別途定める。

3 協議会の支出は、調査、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(除名)

第12条 構成員が、協議会の名誉をき損し又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、協議会の会議において、構成員4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(会議)

第13条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。なお、欠席の場合、委任状をもって出席とみなすことができる。

3 会議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の尊重)

第14条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 協議会の庶務は、藤枝商工会議所(以下「事務局」という。)において処理する。

(公表)

第17条 協議会の公表は、法の定めるところにより行う。

(解散)

第18条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

1 この規約は、平成19年11月2日から施行する。

2 この規約は、協議会が所掌事務の処理を完了した日限りその効力を失う。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項については、会長が会議に諮って定める。